

武田家朱印状



信玄印判状



勝頼印判状



勝頼印判状禁制

よみ	ただけしゅいんじょう
指定	市指定有形文化財
種別	古文書
数量	3通
所在地	御前崎市白羽
所有者	白羽神社
指定日	昭和45年10月15日

解説

白羽神社の社宝となっている武田家朱印状(3通)は、戦国時代に駿河や遠州に進出した甲斐の武田氏が、この地方を治めようとして発給した文書です。

信玄印判状は、武田信玄が駿河国への進行を開始して5年目にあたる元龜三年(1572)十月十四日に武田家の奉行職であった市川宮内助が信玄の意を体して土屋豊前守に伝えた重要な文書です。

勝頼印判状は、天正二年(1574)に武田信玄の跡を継いだ勝頼が、5月12日から大軍を率い高天神城を包囲し、高天神城は武田勝頼が領有することとなり、7月9日に武田勝頼が市川宮内助に命じて白羽大明神神主に出した文書です。

勝頼印判状禁制は、天正五年(1577)十一月五日に、武田勝頼が安部加賀守に命じて白羽の郷に発給した文書です。